

2023 年第 144 號法律公告

《2023 年公約領養 (修訂) 規則》

(由終審法院首席法官根據《領養條例》(第 290 章) 第 12(1) 條訂立)

1. 生效日期

- (1) 本規則 (第 3(2) 及 (3) 條除外) 自 2024 年 1 月 1 日起實施。
- (2) 第 3(2) 條自 2025 年 1 月 1 日起實施。
- (3) 第 3(3) 條自 2026 年 1 月 1 日起實施。

2. 修訂《公約領養規則》

《公約領養規則》(第 290 章，附屬法例 D) 現予修訂，修訂方式列於第 3 條。

3. 修訂第 11 條 (訴訟監護人的委任)

- (1) 第 11(4) 條——
廢除
“\$3,970”
代以
“\$4,210”。
- (2) 第 11(4) 條——
廢除
“\$4,210”
代以
“\$4,440”。
- (3) 第 11(4) 條——

廢除

“\$4,440”

代以

“\$4,670”。

終審法院首席法官
張舉能

2023 年 9 月 4 日

註釋

本規則旨在修訂《公約領養規則》(第 290 章，附屬法例 D) 第 11(4) 條，分三期調高根據該條須向社會福利署署長繳付擔任幼年人的訴訟監護人的費用 (**費用**)。現時費用的款額為 \$3,970。

2. 自 2024 年 1 月 1 日起，費用的款額將為 \$4,210。
3. 自 2025 年 1 月 1 日起，費用的款額將為 \$4,440。
4. 自 2026 年 1 月 1 日起，費用的款額將為 \$4,670。